

点状・線状ブロック (バリアフリー基準第58条関係)

基本的な考え方

視覚障害者が船内を移動するにあたり、危険箇所に進入する可能性を排除するために、点状ブロックの設置が不可欠である。ただし、船内においては、スペースに制約があることから、車いす使用者や高齢者のスムースな移動に影響するといったことも考えられるため、整備にあたってはすべての人が歩行しやすくなるよう配慮することが望ましい。



基 進

21.点状ブロック

階段およびエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点状ブロック(視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意 喚起を行うために床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との 明度差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)を敷設しなければならない。



基準・推奨の仕様

【色】

○黄色とする。

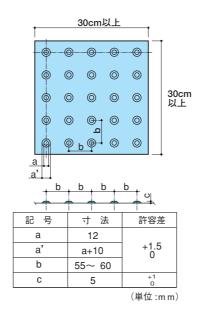
【材質】

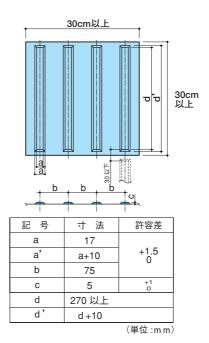
○十分な強度を有し滑りにくく歩行、耐久、耐磨性に優れたものとする。

【音声案内(誘導チャイム)】

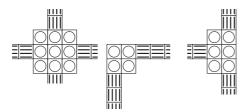
○視覚障害者の誘導支援策としては、人を感知して音 声や音響等で行き先や乗降可否等を案内するシス テムの設置が有効です。なお、設置にあたっては、 特定の場所のみに音が聞こえる機器等を導入するな ど、音声案内が客室等に漏れないよう配慮する。

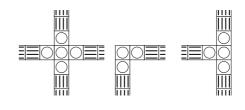
点状・線状ブロックの例





分岐表示





出所元: JIS T 9251 (視覚障害者誘導用ブロック等の 突起の形状・寸法及びその配列)



基準等の解説・配慮事項

[視覚障害者誘導用ブロック(点状・線状ブロック)]

視覚障害者誘導用ブロックは、現時点で視覚障害者の 誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等 を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが必要となり ます。

特に敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう敷設することが必要となります。また、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要もあります。

一般的に視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則 (バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編)) としていますが、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外の色も選択できるようになっています。輝度比については、晴天時において、1.5~2.5の組み合わせが弱視者、晴眼者双方が分かる範囲であることから、輝度比概ね2.0以上としています。(「視覚障害者誘導用舗装の現況に関する調査」

岩崎聖司 坂口睦男 秋山哲男研究より)

[点状ブロック]

点状ブロックは、階段等段差のある部分など危険地域 を知らせるために敷設するものです。点状ブロックを階段 やエスカレーターの上端部及び下端部へ敷設する場合、 点状ブロックを2列に配置することが望ましい。

なお、現在JIS T9251規格で定める点状ブロックの山の高さ5mmは、高齢者等がつまずかない許容範囲の高さと言われています。

[線状ブロック]

視覚障害者が歩行するにあたり、義務付けられた点状 ブロックの設置に加え、線状ブロックを設置することは 効果的です。

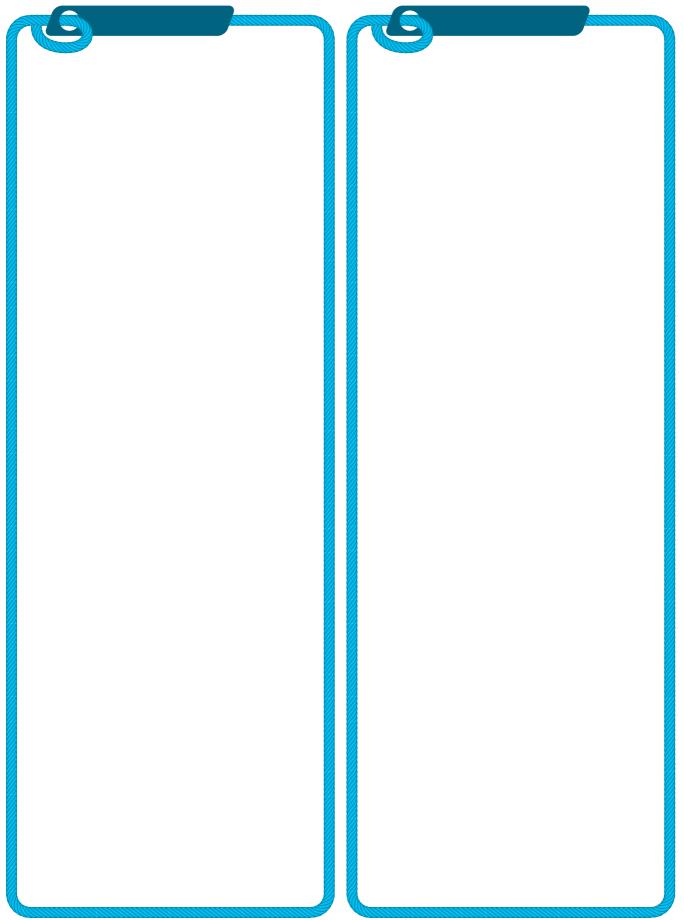
ただし、空間制約厳しい船舶に線状ブロックを設置する際、すべての利用者の動線を配慮して設置することが 望まれます。

※視覚障害者誘導用ブロックの色彩については、現在、 JIS規格 化が検討されています。

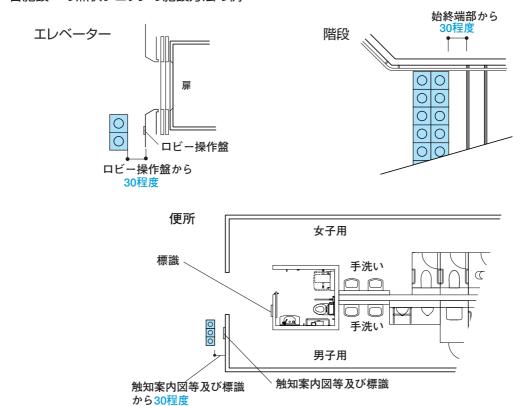




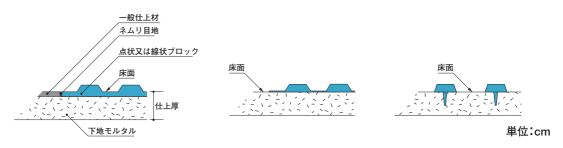
点状・線状ブロック (バリアフリー基準第58条関係)



各施設への点状ブロックの施設方法の例



設置方法のディティール例





基準等の解説・配慮事項

[点状ブロックと車いす]

車いすの使用者には通りにくいと考えられますが、視 覚障害者にとっては重要な誘導案内(道)ですので、ご 理解ください。





案内板、触知案内図 (バリアフリー基準第60条関係)

基本的な考え方

船内旅客用設備等についての点字その他による情報提供や船内の案内は、視覚障害者をはじめすべての旅客の移動を円滑にするために必要であり、掲載内容も同等とすることが望ましい。



基 進

23.バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内

- 23.1 バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。
- 23.2 バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けなければならない。



基準・推奨の仕様

【案内設備(触知案内図等)】

- ○23.2の「その他の設備」とは、触知案内図その他これに類する設備をいう。
- ○床据付型の高さは、90~120cmとする。
- ○壁面に設置する高さは、床から140~150cmとする。

【触知案内図等】

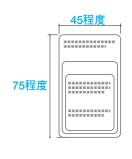
○点字だけではなく墨字も入れ、視覚障害者だけでな く、すべての旅客の利用も可能とする。

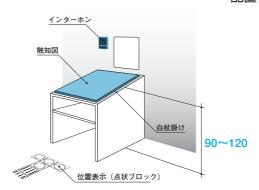
※視覚表示ついては、参考資料3を参照してください。

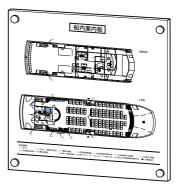
点字案内板の例

触知案内図の例

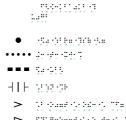
バリアフリー客席、便所、エレベーター等の 配置を点字ピクトグラムなどで表示する







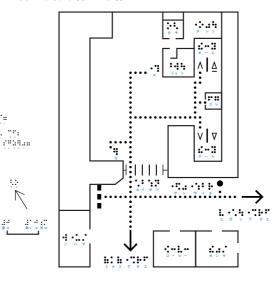
全体案内図(駅の例)



CONTRACTOR OF CONTRACTOR CONTRACT

r= -- g-g_t,r=-g-;--2 b -- 8- 2 3 4 2 b 3 4 5 b 4 31, -- 31,7- 311

.. # ###F# # -57 #FYT



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[案内板、触知案内図]

船内旅客用設備等についての情報提供や船内の案内 は、視覚障害者をはじめとするすべての旅客の移動を円 滑にするために必要です。

設置場所は、出入口付近の分かりやすい位置に設置 することが望まれます。また、案内板/触知案内図まで の確実な誘導が望まれます。

初めて利用する人のために、船内に、手すりの端部の 点字案内表示、運航情報提供装置などの義務設備を含 め、どのようなバリアフリー施設・設備が設置されている かという情報を、高齢者、障害者等に提供・広報するため のリーフレット等を、簡単に携帯できる紙製の案内(船内 配置) とともに客席に備えることは、なお有効と考えられ ます。

小型船は、設置スペースが限られているため、壁面 に設置することも可能です(有効スペースを確保できま す。)。

[点字表示]

点字により表示する場合の表示方法は、JIS T0921 規格、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922規格を参照してください。また、参考資料4 (点字 について) も参考にしてください。





運航情報提供設備(バリアフリー基準第59条関係)

基本的な考え方

目的港の港名その他船舶の運航に関する情報を的確に提供するよう配慮する。

また、事故など緊急時には利用者にできるだけ早く新しい情報を的確に提供するよう配慮する。



基 進

22. 運航情報提供設備

目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により 提供するための設備を備えなければならない。



基準・推奨の仕様

【運行情報提供設備】

- ○「文字等により表示するための設備」とは、電光掲示 装置、黒板その他これに類する設備をいう。
- ○「音声により提供するための設備」とは、船内放送 装置その他これに類する設備をいう。

【事故等の臨時情報】

○事故や緊急時の対応などの臨時情報を提供することにより、旅客が次の行動について判断をすることができるよう、的確な情報を提供する。

【点滅型誘導音装置付誘導灯】

○フラッシュや音声により、とくに情報収集が困難な聴 覚・視覚障害者に緊急事態の発生・状況を知らせる とともに、避難誘導のため、点滅型誘導音装置付誘 導灯等を設置する。

【表示方法】

- ○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の 色彩組み合わせは用いない。
- ○色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。(参考資料3参考2-5参照)

(留意すべき色の選択例)

・濃い赤色を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合には、他の色との境目に細い白線を入れることで表示が目立ちやすくなる。

(見分けにくい色の組み合わせ例)

- ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶」、「黄緑と黄」、「紫と 青」、「赤と茶」、「水色とピンク」の見分けが困難。
- ・明度や彩度の差には敏感であり、同色系の明暗の識別に支障は少ない。

※視覚表示については、参考資料3を参照してください。

点滅型誘導音装置付誘導灯



フラッシュ (緊急時は点滅する)

電光掲示



位置情報モニター(GPS)



船内放送装置(スピーカー)





基準等の解説・配慮事項

[情報提供]

文字等により表示するための設備は客室内外など見え やすい場所等の要所に設けることが望まれます。また、 文字情報に加え、視覚障害者や聴覚障害者 (難聴者) が 船内で音声情報 (船内放送等) をより聞きやすくするため の設備 (磁気ループ等) を合わせて設置することはなお 有効です。

事故等の臨時情報等は、新しい情報を的確に利用者 にできるだけ早く提供することが必要です。

[電光掲示内容文]

電光掲示の内容は、発船時刻、行き先など船舶の運航 に関する情報としていますが、遅れの状況、遅延理由、 運航再開予定時刻など、利用者が次の行動を判断できる ような情報や緊急情報を提供するといった配慮も必要で す。

設置場所は、出入口付近やパブリックスペース、案内 所があればその近くに設置するのが望まれます。

技術の規格は(社)日本舶用工業会の旅客船運航情報表示装置の標準仕様書などがあります。





標識

基本的な考え方

表示においては障害を問わず認知できるよう、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等、外国人にもわかりやすい的確な情報を提供することが望ましい。また、案内板は、文字の大きさ、字体、色彩、明るさ、ピクトグラム等のサイン表示については国際化等に配慮する。





基準・推奨の仕様

【図記号】

- ○エレベーター、階段、便所、食堂、案内所、電話その他の主要な施設の付近には、これらの設備があることを表示する標識 (JIS Z8210)を設ける。(参考資料3別表2-2参照)
- ○英語による表記も行う。

【シンボルマーク】

- ○車いすマーク等障害者等の利用に対する配慮がなされている主要な設備には、国際シンボルマーク等を表示する。
- ○寸法は10cm角~45cm角程度とする。色は対比を明確にするために、白地にブルーまたはブルー地に白とする。

【バリアフリー客席の表示】

○表示については、障害を問わず、また外国人にも認知できるような的確な表示を当該客席付近の分かりやすい場所に設置する。

【表示方法】

- ○サインの図色と地色の明度差・彩度差を大きくする ことなどにより、容易に識別できるものとする。
 - (参考資料3参考2-4参照)
- ○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の 色彩組み合わせは用いない。
- ○色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。(参考資料3参考2-5参照)(留意すべき色の選択例)
- ・濃い赤色を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合には、他の色との境目に細い白

線を入れることで表示が目立ちやすくなる。

- (見分けにくい色の組み合わせ例)
- ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶」、「黄緑と黄」、「紫と青」、「赤と茶」、「水色とピンク」の見分けが困難。
- ・明度や彩度の差には敏感であり、同色系の明暗の識別に支障は少ない。
- ※視覚表示については、参考資料3を参照してください。

どなたでもお使いください





Question & answer



情報コーナ-Information



救護所 First aid



お手洗



男子



女子

電話



喫煙所 Smoking area

浴室

Bath

身障者用設備 Accessible facility



飲料水 Drinking water



休憩所/待合室 Lounge / Waiting room



水飲み場 Trash box



(Mag 7) 火災予防条例で左記の図記号 の使用が規定されている場所 には、左記の図記号を使用す る必要がある。



喫煙所









エレベータ Elevator





Collection facility for the recycling products

2 交通施設 Transport Facilities



() 乳幼児用設備

Nursery

/タクシーのりば Taxi / Taxi stop



船舶/フェリー/港





手荷物受取所 Baggage claim



税関/荷物検査 / Baggage check



出国手続/入国手続/検疫/書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection

3 商業施設 Commercial Facilities



レストラン Restaurant



喫茶・軽食 Coffee shop



バー Bar



(通貨記号 差し替え可)

[注2]

基準等の解説・配慮事項

[JIS Z8210 案内用図記号]

案内所、情報コーナー、お手洗い、男子、女子、身障者 用設備、車いすスロープ、飲料水、喫煙所、チェックイン/ 受付、手荷物一時預かり所、コインロッカー、休憩所/待 合室、郵便、電話、ファックス、エレベーター、エスカレー ター、階段、乳幼児用設備、シャワー、浴室、くず入れ等 図記号は、

http://www.ecomo.or.jp/barier_free/bari_f_index.html からもダウンロードできます。なお、図記号の使用方法 等に関しては、交通エコロジー・モビリティ財団のホーム ページをご覧ください。